

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第139号

京都市立芸術大学学則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学学則の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第6号を次のように改める。

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則第8条第1項に規定する認定試験合格者（旧大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）

別表第5中「教育原理Ⅰ」を「教育原理」に、

「

教 育 原 理 Ⅱ	2	を
-----------	---	---

」

「

教 育 行 政 学	2	に、
教 育 課 程 論	2	

」

「

音 楽 科 教 育 法 Ⅲ	2	を
---------------	---	---

」

音 楽 科 教 育 法 III	2
音 楽 科 教 育 法 IV	2

に、

「中学校教育実習」を「教育実習Ⅰ」に、「高等学校教育実習」を「教育実習Ⅱ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市立芸術大学学則別表第5の規定は、平成17年度以後に入学する音楽学部の学生について適用し、平成16年度以前に入学した音楽学部の学生については、なお従前の例による。

(芸術大学総務課)